お年寄りのバス旅行

敬老会は箕面へ

町の敬老会を九月十一日に行ないました。

当日は、老人の招待者、お世話をする中山町長、町議会の社会厚生委員、民生委員ら約三百人が、お年寄りの長寿を祝い箕面・服部緑地において楽しい一日を過ごしました。早朝からバスにゆられながらもお年寄りたちは、元気に車中でも話しがはずみ、箕面では、アトラクションを観劇し、うれしそうに目をほそめ楽しんでおられました。

中山町長は、「これからも若い者に負けないで、いつまでも元気で健康に注意し長生きしてくださるように、そして来年もまた、元気な姿をおみせくださるようお祈りします」と、あいさつがあり、お年寄りの方たちも楽しく過ごし、午後四時三十分、無事帰途につきました。

掲載しています敬老会の写真の中で写っている人があれば、総務課広報係まで連絡してください。写真を差し上げますからどうぞ。

請求もれはありませんか

障害年金・福祉年金

。すべての障害（種類）が支給の対象になります。

国民年金の障害年金、障害福祉年金をうけるには、障害の程度（おもさ）が一級（他人の助けがなければほとんど身のまわりの用ができない程度）、または二級（働くことができず日常の生活がきわめて困難な状態）の人となっています。

その対象となる障害の種類は今まで数回にわたる法律の改正で昭和四十一年十二月からは、すべての障害（種類）が支給の対象になりました。

現在、「目が見えない」・「耳が聞こえない」・「手足が不自由」といった外部の障害だけではなく、結核、精神病、精神薄弱をはじめ、心臓、腎臓、肝臓、循環器など、あらゆる内部の障害やながいあいだ病気のため寝たっきりの人とか、他人の助けを必要とするような人で一級または二級の状態になれば支給の対象になります。

なお、このような状態の人でもその病気の「初診日」・「障害認定日（はじめて医師の診療をうけた日から三年を経過した日、またはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態になった日）」おもな保険料の納付月数が基準になります。

。事後重症も認められます

さきにあげた障害年金や障害福祉年金をうけるには、その傷病の障害認定日において、障害の程度（おもさ）が一級または二級の状態でなければならなかったのが、法律の改正により、昭和四十一年十二月からたとえ認定日に障害の程度が一級または二級より軽いものであっても、その日以後、障害が重くなり障害年金が受けられる程度となった場合は、請求をすることにより、そのときから年金が支給されます。

なお、この場合次の点に注意してください。

一、年金が支給されるのは、「申請した翌月」となっていますので、障害が重くなったときはすぐ申請してください。

二、事後重症が認められるには障害認定日における保険料の納付要件が満たされていることが必要ですので、保険料を滞納しないようにお願いします。

なお、請求の手続きやわからない点がありましたら、民生課年金係まで。

郵便局だより

簡易保険の「傷害特約」を

交通事故や思わぬ災難などで死亡したり、傷ついたりしている人がふえているところから、郵便局の簡易保険では、「傷害特約」を九月一日から取り扱っています。

この傷害特約は、最近ふえている交通事故や思わぬ災害のそなえにしていただくため、死亡ばかりでなく、身体障害、入院にも程度に応じて保険金を支払うという保障の範囲をひろげた新しい仕組みです。

そのための保険料は、年令、職業に関係なく、保険金百万円につき、毎月百円上積みするだけですみます。

また、既存保険を更新する手数はいらず、保険期間はもとになる簡易保険が有効な期間継続します。したがって、保険金も、もとになっている保険と同じ額に決められています。

たとえば、交通事故や思わぬ災害で死亡した場合には、保険金は今までの二倍支払いから三倍支払いになります。

また、同じようにして、身体障害になったときには、その程度に応じて、保険金の一割から十割までの「障害保険金」が支払われます。入院したときには、入院日数一日につき保険金の千分の一の「入院保険金」が支払われます。

くわしくは、お近くの郵便局までどうぞ。

けが　急病　救急車を

▶ 急を要するとき利用できます

けが人や急病人の尊い人命を守るためには、すこしでも早く医師の治療を受けることが大切です。

そのためには、いちはやく救急車を要請することが最も適切な処置といえます。

◆これだけは…知っておこう、守ろう　≪救急の3ルール≫

1 けが人と急病は「119」で	2 状況を正しく知らす	3 救急のじゃまをしない
1.場所はくわしく 目標をはっきりと 夜間などで場所がわかりにくいときには、わかりやすい広い通りなどに案内に出て下さい。	1.けがか急病か 2.どうしたのか ●自動車が衝突した ●ガス中毒にかかった ●機械にはさまれたなど 3.いまどうしているか ●車の下敷き ●井戸にはまっている など 4.救護する者は何人か	1.ヤジ馬にならない 2.救急車には道をゆずる 3.せまい道に車をとめない
●日曜・深夜でも遠慮なく救急車を	●車の下敷き、ドアが開かないなどくわしく	●1分1秒のじゃまが命を失う

◆こんな事も…知っておこう

こんなときは救急車を

1. 災害による事故……………火事や水害、地震などで起きた事故
2. 屋外での事故……………交通事故や建築現場での事故
3. 公衆の出入りする場所での事故……学校、マーケット、遊技場での事故
4. 屋内での事故……………ガス中毒、急病などで傷病者を迅速に医療機関へ搬送するため適当な手段がないとき

どこの病院へ　最も近くの救急指定病院へ搬送するのが原則です。

料金は　救急車は無料です。

「火事」と「救急」は119番、お問い合わせは　921局8396番　向日町消防署へ